



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
  - \*106 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (管理整備課)
  - \*107 和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )
  - \*108 和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (漁港課)
- 告示
  - 1414 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
  - 1415 " ( " )
  - 1416 有害図書等の指定 (青少年課)
  - 1417 保安林子定森林 (森林整備課)
  - 1418 基本測量の実施 (技術調査課)
- 教育委員会告示
  - 12 平成18年度和歌山県立高等学校生徒の募集定員
- 公告
  - 入札公告 (総務事務集中課)
  - " ( " )
  - 港湾施設内の放置船舶の除去 (管理整備課)
  - 採石業務管理者試験の合格者 (砂防課)
- 監査公表
  - 監査公表第39号
  - 監査公表第40号
  - 監査公表第41号
  - 監査公表第42号
- 正誤
  - 平成17年10月14日付け和歌山県報第1700号目次中

第2条第1項中「(1)岸壁、さん橋、物揚場、けい船浮標使用許可申請書」を「(1)入港前手続様式(係留施設使用許可申請書)」に、「(7)給水施設使用許可申請書」を「(7)船舶給水施設使用許可申請書」に改め、第3項の次に次の1項を加える。

4 和歌山下津港における係留施設使用許可の申請については、港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の2に定めるところにより、電子情報処理組織を使用してすることができる。別記第1号様式を次のように改める。

## 規 則

### 和歌山県規則第106号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式(第2条関係)

入港前手続様式(その1)

【港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式】

- 危険物荷役許可申請
- 係留施設使用許可申請
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報
- 停泊場所指定願
- 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
- 移動許可申請
- ※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等許可申請にあたっては、この様式を用いることができる。

- 港長 殿
- 港湾管理者 殿
- 地方運輸局長 殿
- 海上保安長 殿

船長氏名 \_\_\_\_\_  
 申請者名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_  
 担当者名・連絡先 \_\_\_\_\_

【外航・内航】

船舶基本情報	船名		I M O 番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】			
	国籍		船籍港		
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長	
	連絡方法	呼出符号(信号符号)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号				
	(名前) _____ (住所) _____ (電話番号又はFAX番号) _____				
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)				
	(名前) _____ (住所) _____ (電話番号又はFAX番号) _____				
入港情報	代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号				
	(名前) _____		(住所) _____		
	(電話番号又はFAX番号) _____				
	入港予定港名		入港予定日時		
			月 日 時 分		
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間		
			月 日 時 分から		
			月 日 時 分まで		
係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)			
着岸(予定)日時		離岸(予定)日時			
月 日 時 分		月 日 時 分			
移動前停泊場所		移動後停泊場所			
移動理由		移動予定日時	移動後停泊予定期間		
		月 日 時 分	月 日 時 分から		
		月 日 時 分まで			
運航区分	着岸舷側	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで)		
【入港・移動】	【左舷・右舷】		(m)		
航路名		【優先指定・定期・不定期】			
仕出港	前港	次港	仕向港		
特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分					

船名		I M O 番号(又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量 (種類) (数量)	入港予定港における船積貨物の種類・数量 (種類) (数量)			
	入港予定港				
危険物情報	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
	品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置		
危険物荷役情報	入港時				
	出港時				
保障契約情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
備考	保障契約の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称 ②保障契約の証書の番号 ③保障契約の有効期間 ④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか ⑤保障限度額			
		【なっている・なっていない】			
		過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】			

入港前手続様式(その2)

船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
船舶警報通報装置の有無 【有・無・故障】	船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 月 日 時 分 (位置)	
船舶保安証書等の番号及び発給機関 (番号) (発給機関)	船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名) (連絡先)	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名) (職名)	
当分の間内航か【はい・いいえ】			
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻			
①(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
②(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
③(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
④(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
⑤(予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻			
①(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】		②(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】	
(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
③(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】		④(入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】	
(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
※以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする			
經由国名	經由港名	經由港入港年月日	經由港出港年月日
①	①	① 年 月 日	① 年 月 日
②	②	② 年 月 日	② 年 月 日
③	③	③ 年 月 日	③ 年 月 日
④	④	④ 年 月 日	④ 年 月 日
⑤	⑤	⑤ 年 月 日	⑤ 年 月 日
⑥	⑥	⑥ 年 月 日	⑥ 年 月 日
⑦	⑦	⑦ 年 月 日	⑦ 年 月 日
⑧	⑧	⑧ 年 月 日	⑧ 年 月 日
⑨	⑨	⑨ 年 月 日	⑨ 年 月 日
⑩	⑩	⑩ 年 月 日	⑩ 年 月 日

經由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	經由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容	經由港乗船本邦下船旅客の有無
①	①【有・無】(内容)	①【下船旅客の有・無】
②	②【有・無】(内容)	②【下船旅客の有・無】
③	③【有・無】(内容)	③【下船旅客の有・無】
④	④【有・無】(内容)	④【下船旅客の有・無】
⑤	⑤【有・無】(内容)	⑤【下船旅客の有・無】
⑥	⑥【有・無】(内容)	⑥【下船旅客の有・無】
⑦	⑦【有・無】(内容)	⑦【下船旅客の有・無】
⑧	⑧【有・無】(内容)	⑧【下船旅客の有・無】
⑨	⑨【有・無】(内容)	⑨【下船旅客の有・無】
⑩	⑩【有・無】(内容)	⑩【下船旅客の有・無】
航行速力	航海中の異変等	

- 注1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域しようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。  
なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。
- 注2 入港前手続様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。
- 注3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。
- 注4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。
- 注5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無を含む。
- 注6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。
- 注12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。
- 注13 入港前手続様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。

別記第2号様式から別記第6号様式までの様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 2 条関係)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所又は所在地  
氏名・名称  
連絡先  
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

港 湾 名	
船 名	
信号符字(コールサイン)等	
総トン数	
給水種別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給水希望日時	月 日 時 分
給水申込数量	(飲料水) m <sup>3</sup> (その他) m <sup>3</sup>
希望給水場所	
備 考	

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める別記第1号様式及び別記第7号様式による用紙は、当分の間使用することができる。

和歌山県規則第107号

和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山下津港入港料条例施行規則（昭和52年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「申請書」を「入港料減免申請書」に改める。

第6条を次のように改める。

（入港料の還付手続）

第6条 条例第4条ただし書に規定する入港料の還付を受けようとする者は、その理由を記載した入港料還付申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（入港届）

第7条 知事は、条例第5条に規定する入港届を、港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の2の規定による電子情報処理組織を利用して提出させることができる。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。



別記第2号様式(第5条関係)

入港料減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所又は所在地

申請者 氏名・名称

連絡先

(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

港 湾 名		
入 港 日	年	月 日
船名・信号符字等		
総 ト ン 数		
入 港 料 の 額	円	
減免を受けようとする額	円	
還付を受けようとする理由		
備 考		

別記第3号様式(第6条関係)

入港料還付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所又は所在地

申請者 氏名・名称

連絡先

(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【外航・内航】

入 港 し た 港 名	
入 港 し た 日	
船 名	年 月 日
総 ト ン 数	
既 納 入 港 料	円
還付を受けようとする額	円
還付を受けようとする理由	
備 考	

附 則

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別記第2号様式による用紙は、当分の間使用することができる。

和歌山県規則第108号

和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則  
和歌山県漁港管理条例施行規則（昭和42年和歌山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（入出港届）

第5条の2 条例第8条第1項の規定による届出は、入出港届（別記第3号様式の3）によりしなければならない。

別記第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第 3 号様式の 3 (第 5 条の 2 関係)

入 出 港 届  
GENERAL DECLARATION

1. 船舶の名称、種類及び信号符号 Name, Type and Call Sign of ship		到着 Arrival 2. 到着港/出発港 Port of arrival/departure	出発 Departure 3. 到着日時/出発日時 Date-time of arrival/departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地/次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日*及び船舶番号 Certificate of registry (Port, Date *, Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
11. 港における船舶の位置 (停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目 (寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数 (船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数* Attached document * (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List		
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。  
2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。  
3 24.欄には、内航船舶に該当する場合にのみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※"  
2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8"

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1414号

和歌山県日高郡みなべ町芝、南道、東吉田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成13年6月1日から平成17年6月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町芝、南道、東吉田の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町芝、南道、東吉田の各一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年10月18日

和歌山県告示第1415号

種 別	図 書 等 名	コ ー ド 番 号	発 行 所 名
月刊誌	スコラ 11月号	15401-11	スコラマガジン
月刊誌	別冊BUBKA 11月号	08023-11	コアマガジン
月刊誌	ザ・ベストMAGAZINE 11月号	14003-11	KKベストセラーズ
月刊誌	お宝ガールズ 11月号	02257-11	コアマガジン
月刊誌	月刊クリーム 11月号	03299-11	ワイレア出版
月刊誌	ブレイクマックス 11月号	18011-11	コアマガジン
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 11月号	17901-11	徳間書店
月刊誌	P I N m a g a 10月号	不明	Hアッシュ
月刊誌	J-S P A R K 11月号	86257-11	トライマックス
雑 誌	爆撮マッドマックス VOL.02	08024-11	コアマガジン
月刊誌	関西マンゾクパラダイス 11月号	02203-11	シーズ情報出版
月刊誌	シティヘブン関西版 11月号	14273-11	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	アジアン王 11月号	11403-11	マイウェイ出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県日高郡みなべ町気佐藤の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期  
平成14年7月2日から平成17年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡みなべ町気佐藤の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡みなべ町気佐藤の一部地区
- 5 認証年月日  
平成17年10月18日

和歌山県告示第1416号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成17年10月18日指定した。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1417号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字数垣内2383、2384の2から2384の15まで、2384の16(次の図に示す部分に限る。)、2384の21、2384の22、2385
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1418号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(重点地域高精度三次元測量)
- 2 作業期間 平成17年11月2日から平成18年3月20日まで
- 3 作業地域 田辺市  
西牟婁郡白浜町、日置川町、すさみ町  
東牟婁郡串本町

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第12号

平成18年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成17年10月28日

和歌山県教育委員会委員長 駒井則彦

- 1 全日制の課程  
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。
- 2 定時制の課程  
各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。
- 3 通信制の課程  
和歌山県立紀の川高等学校及び和歌山県立陵雲高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成18年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第1(第1項関係)  
〔全日制の課程〕

学校名	学科名(コース名)	学級数	定員
橋本	普通	3	120
	(探究)	3	120
紀北工業	機械	2	80
	電気	2	80
伊都	システム化学	2	80
	普通	4	160
紀北農芸	生産流通	1	40
	施設園芸	1	40
	環境工学	1	40
笠田	普通	3	120
	総合ビジネス	1	40
	情報処理	1	40
粉河	普通	6	240
	理数	1	40
	人文探究	1	40
那賀	普通	8	320
	国際	2	80
貴志川	普通	5	200
	人間科学	1	40
和歌山西	普通	4	160
和歌山北	普通	6	240
	体育	2	80
和歌山	総合	6	240
向陽	普通	5	200
	環境科学	2	80
	文化科学	1	40
桐蔭	普通	5	200
	数理科学	2	80
和歌山東	総合人文	1	40
	普通	6	240
星林	普通	6	240
	国際交流	2	80
和歌山工業	機械	2	80
	電気	2	80
	電子機械	2	80
	工業化学	1	40
	土木	1	40
	建築	1	40
	インテリア	1	40
	色染化学	1	40
和歌山商業	情報処理	2	80
	会計	5	200
	国際経済	2	80

別表第2(第2項関係)  
〔定時制の課程〕

学校名	学科名	学級数	定員
紀の川	普通	2	70
	夜間	1	30
粉河	普通	1	40
青陵	普通	2	70
	夜間	1	30
和歌山第二工業	情報会計	1	30
	機械	1	40
和歌山第二工業	建築	1	40
	普通	1	40
海	普通	1	40
耐久	普通	1	40
日高	普通	1	40
南紀	普通	1	35
	夜間	1	30
新宮	普通	1	30
新宮	普通	1	40
合計		17	605

※ 定時制課程の海南高等学校下津分校は、合格者の希望状況により、学級を開設する。(詳細は、別途通知参照)

※ 単位制高等学校である紀の川、青陵及び南紀(本校)の各高等学校については、定員は40人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制35人、夜間定時制30人とする。

別表第3(第3項関係)  
〔通信制の課程〕

学校名	学科名	定員
紀の川	普通	特に定めない
青陵	普通	

学校名	学科名(コース名)	学級数	定員
海南	普通	4	160
	教養理学	1	40
大成	普通	3	120
	(美里分校) 普通	1	40
箕島	普通	4	160
	情報経営	2	80
有田中央	機械	1	40
	総合	4	160
(清水分校)	普通	1	40
	耐久	6	240
日高	普通	5	200
	自然科学	1	40
(中津分校)	普通	1	40
紀央館	普通	4	160
	工業技術	2	80
南部	普通	4	160
	生産技術	1	40
	園芸	1	40
	服飾デザイン	1	40
(龍神分校)	普通	1	40
田辺	普通	6	240
	自然科学	2	80
田辺工業	機械	2	80
	電子	2	80
田辺商業	情報システム	1	40
	普通	4	160
南紀	経営科学	4	160
	看護	1	40
熊野	総合	5	200
串本	普通	2	80
	国際教養	1	40
古座	普通	3	120
新宮	普通	7	280
	建設工学	1	40
新宮商業	現代ビジネス	2	80
	情報処理	2	80
合計		209	8,360

※ 田辺商業高等学校は、平成18年度から神島高等学校に校名変更する。

## 公 告

## 入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度調達番号00216232号

## (2) 購入物品の名称及び数量

藻類培養実験装置 1式

## (3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

## (4) 納入期限

平成18年2月28日(火)

## (5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557-20

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に記載されている者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

## (2) 期間

平成17年10月28日(金)から平成17年11月7日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

## イ 入札日時

平成17年11月14日(月) 午前10時35分から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年11月14日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札



並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課  
 郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 電話番号 073-441-2291
- (2) 契約書作成の要否  
 要
- (3) 契約の締結における議会の議決の要否  
 否

入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入年度及び物品調達番号  
 平成17年度調達番号00216208号
- (2) 購入物品の名称及び数量

- バイオクリーンルーム1 1台
- クリーンベンチ 1台
- バイオクリーンルーム2 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年3月10日(金)

(5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557-20

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成17年10月28日(金)から平成17年11月7日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年11月15日(火) 午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年11月15日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の締結における議会の議決の要否

否

公 告

下記の行為は、港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項並びに和歌山県港湾施設管理条例(昭和31年条例第38号)第3条の規定に違反しているため、当該船舶の所有者、使用者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対して港湾法第56条の4第1項及び和歌山県港湾施設管理条例第7条第1項の規定に基づき、下記期限までに港湾施設外に除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに港湾施設外に除却しないときは、港湾法第56条の4第2項の規定に基づき、港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同条第8項の規定に基づき所有者等の負担とする。

平成17年10月28日

湯浅広港港湾管理者

和歌山県知事 木村良樹

1 違反行為の内容 港湾施設内への船舶の放置

(漁船登録番号WK3-13390弘仁丸)

2 違反行為のある場所 有田郡広川町広字天洲1587番地

3 除却期限 平成17年11月11日

4 本件に関する問い合わせ先  
 和歌山県国土整備部港湾空港振興局管理整備課管理班  
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
 電話番号 073-441-3163  
 有田振興局建設部管理課  
 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1  
 電話番号 0737-64-1284

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により平成17年10月14日に実施した第34回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年10月28日

和歌山県知事 木村良樹

受験番号

1、4、6

監 査 公 表

和歌山県監査公表第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成17年10月4日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
学校法人高野山学園	平成17年10月4日

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成17年10月6日及び7日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
和歌山県公営競技事務所	平成17年10月6日
那賀振興局県民行政部	"
那賀振興局健康福祉部	"
那賀振興局農林水産振興部	"
那賀振興局建設部	"
伊都振興局県民行政部	平成17年10月7日
伊都振興局健康福祉部	"
伊都振興局農林水産振興部	"
伊都振興局建設部	"
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	"
学校法人きのくに子どもの村学園	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

和歌山県公営競技事務所

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成16年度末における返済状況は下記のとおりである。今後未納者の収入状況等を十分把握の上納入指導を行うとともに、債権管理に努められたい。

記

平成16年度の状況 (単位:円)

調 定 額	収入済額	収入未済額
201,044,243	130,000	200,914,243

那賀振興局県民行政部

県税の収入確保については努力されているところであるが、平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億1,650万円となり、前年度に比し約4,790万円減少し、また収入率は91.9%と平成15年度末より2.0ポイントと収入率を上げ改善しているが、他振興局に比べて低位な状況となっている。

今後とも、一層滞納整理の強化を図るとともに、未収額の多い個人県民税については町との連携を密にし、県税の収入確保のため債権管理に努められたい。

那賀振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約1,226万4千円の未収金となっており、前年度末に比し約91万1千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末で約578万円となっており、前年度に比し約58万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図ると

ともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

那賀振興局農林水産振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事務処理計画」に則り、事務処理を進めているところであるが、平成16年度末現在、120筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱しているなど地域性等もあり、処理が困難な面は否定しがたいが、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士会等の活用を今後とも強化継続するとともに、現在各町において実施している地籍調査事業との連携も図り、農業農村整備事業と併せて行う等手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

那賀振興局建設部

ア 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成16年度末現在で約533万円となっており、前年度と比較して約35万円減少している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

イ 那賀振興局建設部の平成16年度土木工事の事業費は約90億9,800万円である。

平成16年度から平成17年度に繰越した事業費は約15億7,500万円、事業費に対する繰越率は17.3%となっている。

縮減を確実にするため、なお一層の改善に努力されたい。

伊都振興局県民行政部

県税の収入確保について、平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約8,357万円と、前年度に比べ約44万円の増加となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押え、夜間徴収を柱とした積極的な取組を実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、滞納整理事務研修会や管内市町村と設置した「個人住民税徴収対策連絡協議会」などを通じ、関係市町村とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町村から徴取引継を行うなど協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

伊都振興局健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平

成16年度末で約714万円の未収金となっており、前年度末に比し約68万8千円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

伊都振興局建設部

ア 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成16年度末現在で約307万7千円となっており、前年度と比較し約34万円減少している。

今後とも連帯保証人への督促、法的措置の適用等により未収金の回収に努められたい。

イ 伊都振興局建設部における、平成16年度土木工事業費の繰越額は14億4,300万円で、総事業費に対する繰越率は23.2%となっている。

建設部の総事業費は毎年減少しており、これとともに繰越額も減少しているが、繰越率については前年度に対し3ポイントを上回るなど依然として高い数値を示している。縮減を確実にするため、なお一層の改善に取り組みされたい。

和歌山県立医科大学附属病院紀北分院

病院使用料等の未収金については、新規発生の未然防止など徴収等に鋭意努力されているが、平成16年度末の未収金は約867万円と前年度より約74万円増加している。

今後とも未収金縮減に向けて組織的な取組を実施し、法的措置も視野に入れた債権管理に努められたい。

(2) なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第41号

平成17年8月23日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
和歌山県監査委員 築 野 富 美  
和歌山県監査委員 山 田 正 彦  
和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 和歌山県子ども・障害者相談センター
- 2 監査実施年月日 平成17年8月4日
- 3 監査の結果 児童福祉施設負担金の収入未済額は、平成17年5月末現在

で約3,247万円となっており、年々増加傾向にあり依然として未収金が多額に上っている。生活困窮者による長期継続滞納や納入義務者の所在不明など、徴収の困難な案件が多いと思われるが、戸別訪問等により未納者の実態を十分把握の上、増加傾向の原因分析をして対策を講じ、適切な指導を行うなどより一層の債権管理に努められたい。

また、入所時における納入義務者との意思の疎通を図りながら、きめ細かい納入指導により、今後とも新規未収金の発生防止にも努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

児童福祉施設負担金の未収金につきましては、特に現年度分の新規未収金の発生防止に重点を置き相談業務の地区担当者と徴収担当者との連携を密にし、徴収担当者が施設措置時の面接に同席し、負担金制度の説明の徹底や口座振替の推奨等を行っています。

また、過年度分につきましては、生活困窮者による長期継続滞納や納入者の所在不明、虐待ケースの増加等、未収金の回収は困難を極めていますが、電話や戸別訪問等により未納者の実態の把握に努め、滞納整理簿を作成する等により原因分析を行うとともに、滞納整理の進捗状況を把握し、滞納者数の25%以上、滞納額の9%以上の減少に努めてまいります。

和歌山県監査公表第42号

平成17年8月23日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月28日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男  
 和歌山県監査委員 築 野 富 美  
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦  
 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 海草振興局
- 2 監査実施年月日 平成17年8月5日
- 3 監査の結果

税務部

県税の未収金については、組織的な体制の整備を図り滞納整理に努力された結果平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約10億2,123万円と前年度末に比べ、約7,088万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉や資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に高額滞納者に対する優先的な取組に重点を置くなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、債権管理に努

められたい。

個人県民税の未収金(特に、大口で悪質なもの)については、本年9月から来年の3月まで、地方税法第48条の規定に基づき、県が直接滞納処分を行い、また、平成18年度からは、「一部事務組合」の設置により、未収金徴収に重点的に取り組むこととしているなど、努力されているが、今後も収入確保に努められたい。

健康福祉部

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度で約631万円の未収金となっている。未収金は年々増加傾向にあり前年度末に比し約60万円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度未償還金についても、本人の償還が困難な場合は連帯借主や連帯保証人にも償還を依頼し、給料日や早朝の集金、夜間訪問等引き続き厳格かつ組織的な債権管理に努められたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

税務部

県税収入の確保にあつては、税負担の公平性の確保や納税秩序の維持が何よりも大切です。このため、割れ窓理論を踏まえ、小さな滞納を放置すればやがて納税秩序の崩壊につながるということを念頭に置いて仕事を進めております。

また、本県の県税収入の半分強を担当する海草振興局税務部として、その使命を肝に銘じ、職員一丸となって、県税収入の確保に一層努力してまいります。

具体的な対応策は次のとおりです。

- ① 本年6月1日に設置した17年度の徴収対策本部を中心とし、本年8月に策定したアクションプランに基づき進行管理を徹底して、本年度の徴収率の目標値96.1%を達成する。
- ② 税務職員一人一人に、多くの納期内納税者の視点に立って滞納は絶対に許さないという意識を持たせる。  
 また、三位一体改革を踏まえ、税務職員が地方自治を支えているという誇りと使命感を持たせる。
- ③ 休日・夜間納税窓口を開設して、納税者の利便性を確保するとともに、昼間会えない納税者との交渉を進める。

- ④ 財産調査を組織的かつ強力に行い、自発的な納税が見込めない案件では法的措置を確実に講じる。
- ⑤ 自動車税等の小額滞納事案を放置せず、早期かつ徹底的に納税交渉を行う。
- ⑥ 市町から個人住民税の徴取引継を受けて、県が直接徴収する。

健康福祉部

貸付金の未償還金の整理につきましては、当健康福祉部の大きな課題として受け止め、従来から償還の推進に努めてきているところです。

まず、新規に貸付を行う者に対しては、本人、連帯保証人、連帯借主の同席のもとで、この貸付制度の趣旨を徹底しています。

特に、本人からの償還が困難になった場合は、連帯保証人及び連帯借主が償還の義務を負うことについての了承を得、新規貸付分からの滞納が発生しないよう努力しています。

次に、既貸付分で滞納が発生している者については、訪問や電話、手紙による督促を行うとともに、本人及び連帯保証人等の生活状況、就業状況の把握に努め、月々の償還を指導しているところです。

償還指導は、給料日や必要があれば早朝、夜間、休日に2名で実施しております。

また、問題のある滞納者及び連帯保証人に対しては、必要に応じ、部長、課長及び担当者による面接を実施しております。

今後も、償還が困難なケースについては、子育て推進課と協議しながら、粘り強く未償還金の回収に努めてまいります。

正 誤

正 誤

平成17年10月14日付け和歌山県報第1700号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から11	紀ノ川中流流域都市計画下水道事業の変更認可	都市計画の変更